

第2節 関西広域連合の取り組み

広域連合委員会の開催

3月13日

3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が生じていることを踏まえ、震災が発生した翌々日の13日、兵庫県災害対策センターに構成府県の知事が一堂に会する臨時の広域連合委員会を開催し、次のことを決定した。

1 緊急声明（第一次）の発表

被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受け入れの4項目について、積極的に取り組んでいくことを決定し、緊急声明として発表した。

被災地対策

被災地、被災者対策に全力をあげる。
とりわけ、早急に避難生活の支援に取り組む。



【広域連合委員会（3月13日）】

支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

応援要員の派遣

被災者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害時要援護者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による児童・生徒の受け入れ等を行うとともに、これらの受入窓口の開設も検討する。

また、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、その処理支援についても検討していく。

2 カウンターパート方式による支援

広域連合構成府県の有する資源等を有効活用するため、特に被災の大きい3県を集中的に支援することとし、支援する側の府県と支援を受ける側の県を特定するカウンターパート方式、具体的には、大阪府と和歌山県が岩手県、兵庫県と鳥取県と徳島県が宮城県、滋賀県と京都府が福島県を中心に支援することを決定した。

3 現地連絡所の設置

被災地の状況やニーズ等を直接把握するため、岩手県、宮城県、福島県の3県庁内に現地連絡所を早期に設置することを決定した。

3月29日

3月13日の広域連合委員会で決定した支援の実施状況や今後の支援について協議を行うため、3月29日に広域連合委員会を開催し、次のことを決定した。

1 緊急声明（第二次）の発表

阪神・淡路大震災の経験を最大限に活かし、応急対応から復旧・復興に向かう各フェーズに応じて、今後も次の支援を積極的かつ継続的に実施することを決定し、緊急声明として発表した。

被災県・市町村への応援要員の派遣

被災者支援、今後の復旧・復興に向けて、避難所の運営、保健・医療対策などの体制づくりを支援するため、被災県はもとより被災市町村にも構成府県、府県内市町村職員を派遣していく。

阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導

阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げ、その復興過程についての検証や、国内外の様々な災害に対し、その経験と教訓を発信し伝え続けてきた実績を生かして、震災復興の経験を有する職員を被災地に派遣し、復旧・復興のフェーズに即した助言等を行う。

被災者受入体制の充実

地震・津波災害や原子力災害による被災者の受け入れについては、構成府県が連携し、公営住宅や保養所等の活用やホームステイによる受け入れなど、被災者の多様なニーズに合致するよう受入体制を充実する。

また、被災者が元の生活に戻るまで、雇用、教育、被災者のQOL（生活の質）に配慮したきめ細かい支援を行い、関西の地で安全・安心に暮らせる生活環境を関西全体で提供する。

2 東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案

阪神・淡路大震災の経験と教訓及び被災地の現状等を踏まえ、国に対し3つの柱からなる緊急提案を行った。

【提案内容】

被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言

- ・ 創造的復興のしくみづくり
- ・ 生活基盤の回復
- ・ 生活再建支援
- ・ 子ども・教育・文化対策
- ・ 経済の復旧・復興
- ・ 雇用に関する支援
- ・ 復興まちづくり

福島原発事故への対応

津波対策の総合的な推進

- ・ 津波災害からの復旧・復興
- ・ 津波による被害の防止、軽減

3 東北地方太平洋沖地震の支援対策にかかる被災地域の産業活動支援に関するメッセージの発出

【概要】

- ・ 広域連合としては、関西経済界とも連携し、被災地の経済機能の回復に向け、被災地の自治体や経済界とも協力しながら、できる限りの支援を行う。
- ・ まずは、被災地の事業者の声に耳を傾ける。どのようなニーズがあり、我々に何ができるのかを踏まえ、関係機関と連携していく。

4 「関西経済・観光の維持振興について」の申し合わせ

【概要】

- ・ 様々な行事等の自粛によって関西経済を萎縮させず、また雇用不安をあおることないよう関西の産業と観光の振興を図る。
- ・ 関西の持てる力を発揮し、被災地の復興に全力を尽くす。国内産業の空洞化を防ぐため、部品・資材等の供給などについて関西全体で体制を整え、ものづくりの振興に取り組む。
- ・ 多くの国が日本への渡航を自粛する中で、旅行客の安心感につながる正確な情報発信を強化するとともに、観光誘客の一層の促進を国に求める。

上述のほか、原子力発電所に関する申し入れ等を行うことを決定するとともに、行き過ぎた自粛の自粛について確認した。

その他

以降、定例に開催された広域連合委員会において、東日本大震災の被災状況や支援の状況等について意見交換を行い、被災地のニーズに沿ったきめ細かい支援を実施している。

広域防災局班体制

東日本大震災の支援等を実施するにあたり、広域防災局の職員のほか、兵庫県
の各部局に応援を求め、次の班体制を構築した。

1 3月11日～3月15日(12名)

広域企画室(4名)、防災計画課(8名)の職員により情報収集や構成府県と
の調整等を行った。

2 3月16日～3月31日(25名)[各部局からの応援13名]

班名	班員	業務概要	具体的な業務内容
総括班	2名	全体総括	<ul style="list-style-type: none"> ・総括 ・マスコミ対応
避難者受入調整班	7名	避難者受入調整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の相談 ・避難者受入調整 ・構成府県の住宅等提供可能件数調査
総合調整班	6名	対外調整・記録	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会との調整 ・現地連絡員(兵庫県)との調整 ・構成府県からの情報收受・仕分け ・構成府県との調整 ・国との調整 ・対応記録(広域連合関係に限る)
人的支援調整班	5名	人的支援調整	<ul style="list-style-type: none"> ・人的調整 ・派遣状況調査 ・記者発表資料取りまとめ
物資調整班	5名	物資調整	<ul style="list-style-type: none"> ・物資調整 ・本部会議資料作成 ・記者発表資料取りまとめ

3 4月1日～4月7日(23名)[各部局からの応援10名]

班名	班員	業務概要	具体的な業務内容
総括・総合調整班	10名	全体総括 対外調整・記録 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・総括 ・マスコミ対応 ・情報の収集・整理 ・現地連絡員(兵庫県等)との調整 ・構成府県からの情報收受・仕分け ・構成府県との調整 ・全国知事会との調整 ・ホームページでの情報提供 ・対応記録(広域連合関係に限る) ・会議資料作成 ・記者発表資料(日報)の取りまとめ

班名	班員	業務概要	具体的な業務内容
避難者受入調整班	6名	避難者受入調整 避難情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の相談結果の整理 ・避難者受入調整（兵庫県関係含） ・構成府県の住宅等提供可能件数調査 ・避難者情報の把握 ・記者発表資料（避難者受入調整（週報））の取りまとめ ・その他の特命事項
支援調整班	7名	人的支援調整 物的支援調整	<ul style="list-style-type: none"> ・人的派遣調整（知事会等） ・派遣状況調査 ・物資提供調査 ・物資提供状況調査 ・記者発表資料（人的・物的支援（週報））の取りまとめ

3 4月8日～4月14日（16名）[各部局からの応援6名]

班名	班員	業務概要	具体的な業務内容
支援・総合調整班	10名	全体総括 人的支援調整 物的支援調整 対外調整・記録 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ対応 ・情報の収集・発信 ・現地連絡員（兵庫県等）との調整 ・構成府県との調整・情報収受 ・全国知事会対応 ・人的派遣調整（全国知事会等） ・物資提供調整 ・記者発表資料（週報・日報）の取りまとめ ・会議資料作成
避難者受入調整班	6名	避難者受入調整 避難情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者相談結果整理 ・避難者受入調整 ・構成府県の住宅等提供可能件数調査 ・避難者情報把握 ・その他の特命事項

カウンターパート方式

3月13日の広域連合委員会で決定したカウンターパート方式、具体的には大阪府と和歌山県が岩手県、兵庫県と鳥取県と徳島県が宮城県、滋賀県と京都府が福島県を支援した。(下図参照)

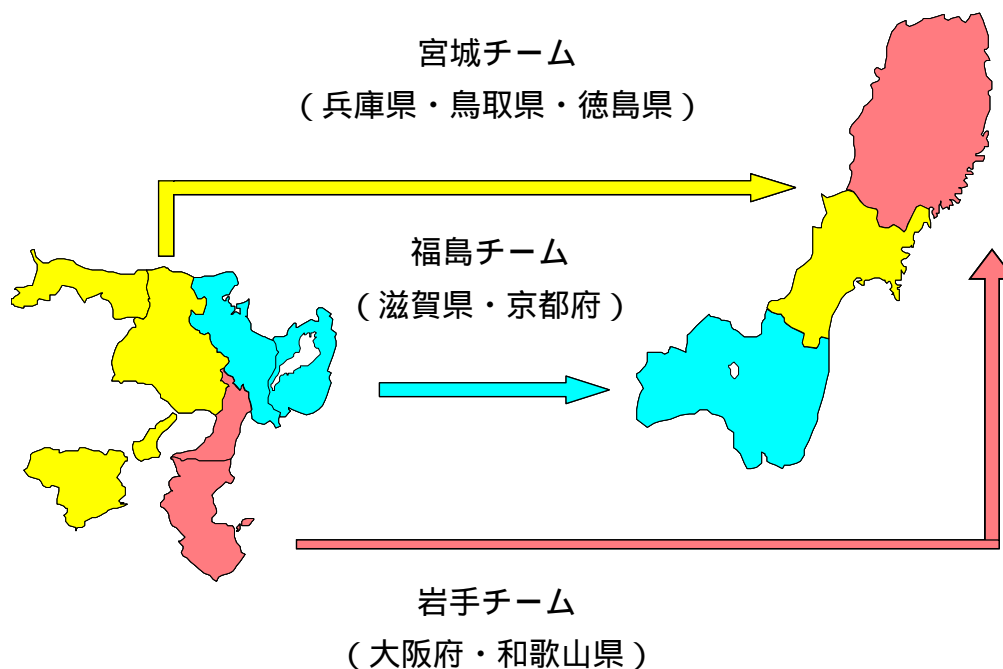
この方式は、広域連合委員会での議論の中から生まれたもので、広域防災局による総合調整の下、構成府県がペアを組み、被災地の状況やニーズ等を踏まえ、互いに連携しながらスピーディに支援を実施するものである。

今回の東日本大震災の支援において、迅速かつ機動的で持続性を持った責任ある支援を実現できたことから、被災地はもとよりマスコミ等からも高い評価を得た。

また、この方式は、後に全国知事会の物資支援においても採用され、今回のような大規模広域災害に対する支援のあり方に一石を投じることができた。

全国知事会では、東日本大震災を踏まえ、事務局体制などさまざまな見直し作業を行っているが、その一つとして、広域連合の実施したカウンターパート方式による支援等を参考にしながら、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改定に着手している。

<カウンターパート方式>



現地連絡所

3月13日に開催された広域連合委員会の決定に基づき、3月14日から16日の間に、岩手県、宮城県、福島県の3県庁内に現地連絡所を設置した。

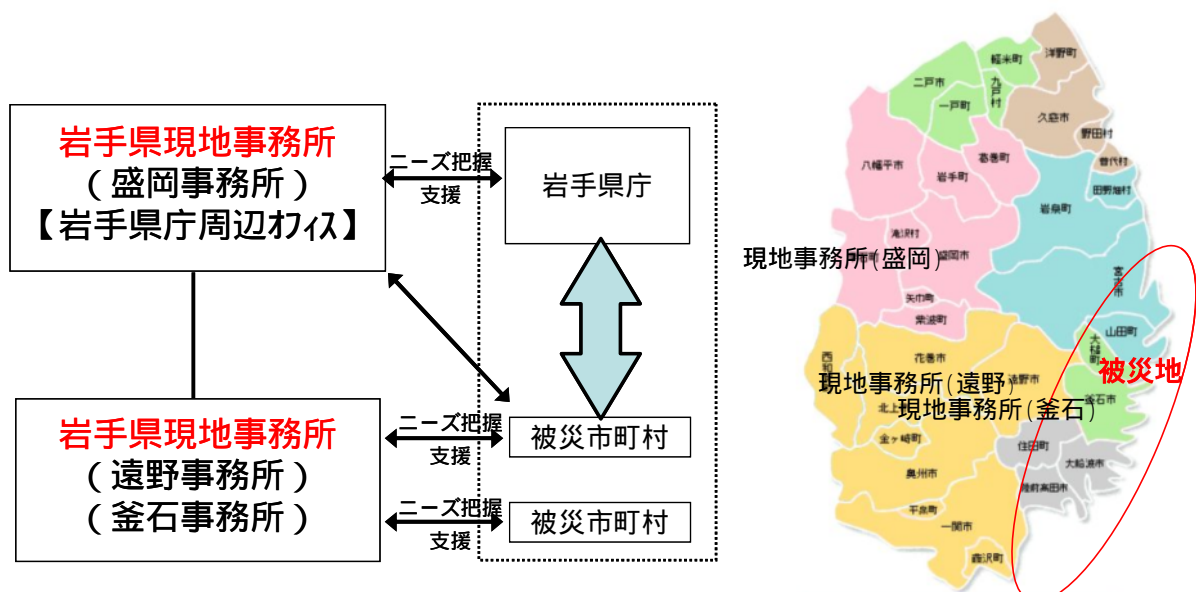
現地連絡所の設置は、阪神・淡路大震災の経験・教訓（「情報がいないところほど被害が大きく、情報は自ら積極的に取りに行き、それに基づく対策を実施していかなければならない」）を踏まえ実施したものであるが、発災直後の被災地の状況やニーズの把握に大きな役割を果たし、ここで得た情報に基づき、迅速かつ的確な支援を実現することができた。

現地連絡所の早期の設置とカウンターパート方式が相まって効果的な支援に結びついたものと考えられる。

【岩手県】

3月14日、岩手県庁内に現地連絡所を設置した。4月1日からは、岩手県庁周辺にあるオフィスを借り上げて現地事務所へと拡充し、支援のさらなる充実を図った。岩手県庁が所在する盛岡市は、今回大きな津波被害を受けた沿岸都市とは離れており、物資の搬送等に時間を要していた。そのような中、内陸部にあり沿岸部まで陸路で1時間、防災ヘリコプターで15分という立地条件にある遠野市に、自衛隊や警察、消防、医療チームが集結し、救援・救助活動を展開していた。そのような状況を踏まえ、5月9日、遠野市役所内にも現地事務所を開設し、自衛隊やボランティアなど様々な活動と緊密に連携しながら支援を行った。

さらに、被災地の状況や被災地からの要望等を踏まえ、11月1日、遠野市から被災地により近い釜石市にある岩手県沿岸広域振興局釜石合同庁舎内に現地事務所を移し、避難所の運営支援、健康相談、復旧・復興活動など被災地のニーズ等に即したきめ細かい支援を実施している。



活動状況(例)

大阪府



国の「新しい公共支援事業」の採択を受け、NPOや府内の大学・専門学校等と連携し、被災地に多様な人材を派遣するボランティア支援事業を実施
【マッサージをしている様子】



岩手県で開催された祭りに参加する大阪府のゆるキャラ(タッピー、モッピー)

和歌山県



【岩手県に梅干しを届けようプロジェクト】
～和歌山県産南高梅の梅干しを被災者約12,000世帯にお届け～



【岩手県にみかんを届けようプロジェクト】
～和歌山県産温州みかんを被災者約13,320世帯にお届け～

【宮城県】

3月14日、宮城県庁内に現地連絡所を設置した。

井戸連合長（兵庫県知事）が、0泊3日の兵庫県ボランティア先遣隊バスに同乗し、3月19日に宮城県を視察した際、被災地から多くの要望等が寄せられた。

これらを踏まえ、宮城チームを構成する兵庫県、鳥取県、徳島県が協議を行い、3月20日、宮城県庁内にある現地連絡所を現地支援本部に改組するとともに、3月23日、気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市を直接支援するため、宮城県とも調整のうえ、気仙沼市、南三陸町、石巻市の三市町に現地支援本部を設置した。

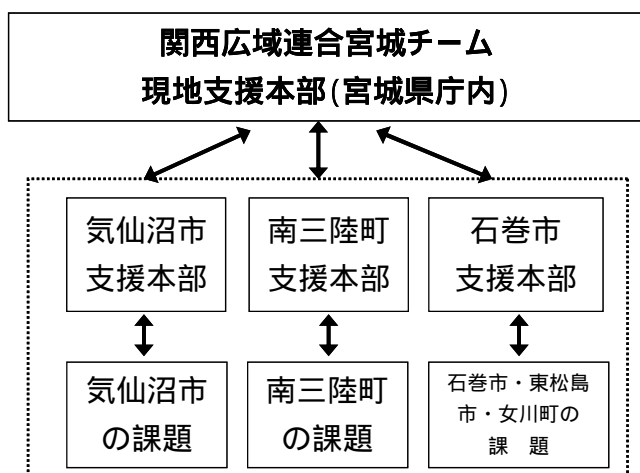
同現地支援本部には、兵庫県、鳥取県、徳島県の職員や3県内の市町村職員等により構成するチームを派遣し、ニーズの把握や避難所の運営、健康相談など総合的な支援に当たってきた。



【村井宮城県知事を激励】



【名取市での視察】



活動状況(例)

兵庫県



阪神・淡路大震災を教訓に、教職員により組織した「震災・学校支援チーム(EARTH)」の派遣による学校再開の支援



音楽家・指揮者 佐渡裕 兵庫県芸術文化センター芸術監督による被災地の激励
地元高校生吹奏楽クリニック・交流
海に向かっての鎮魂演奏 等

【写真提供：産経新聞】

鳥取県



ゲゲゲの鳥取県応援団による避難所での炊き出し支援(石巻市)



緊急被爆スクリーニング支援として、移動式放射能測定車の貸出及び技術指導のための職員派遣(福島県への支援)

徳島県



小中学校に文房具、教具、学校事務用品等の提供（女川町）



「新鮮 なっ！とくしま」号（大型トラックによる移動ブランドショップ）を活用した「徳島ラーメン」など食事の提供（南三陸町）



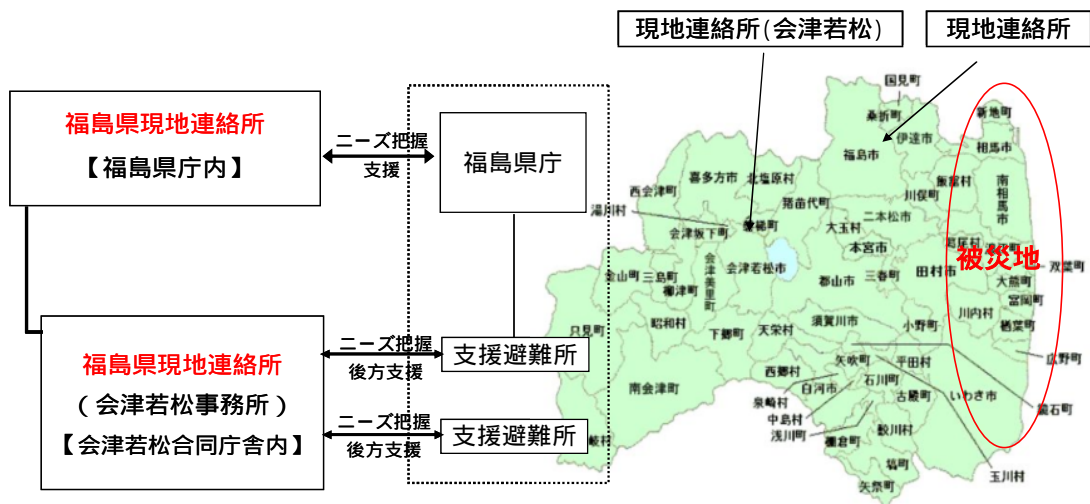
ソーラー発電と省電力LED電球を組み合わせた「防災防犯灯」の提供（気仙沼市の避難所）

【福島県】

3月14日に福島県へ向けて職員を派遣したが、福島原子力発電所の事故の影響等により、車両が福島県に入ることができなかった。また、福島の情報がつかめないという状況もあったことから、新潟県庁で原子力発電所の事故等の情報を収集したうえで、3月15日に福島県会津若松合同庁舎へ支援物資を搬送し、3月16日には、福島県会津若松合同庁舎内と福島市内の福島県自治会館の2箇所に現地連絡所を設置した。

6月25日には、福島県自治会館に現地連絡所を統合した。避難所への物資提供や運営の支援、保健師等の職員派遣、避難者の受入などの支援を実施している。

また、11月2日に京都府が京都大学と実効ある支援を目的とした協定を締結し、京都大学と福島県間の連絡調整を行うなど、被災地のニーズに合致したきめ細かい支援を行っている。



活動状況(例)

滋賀県



情報収集や意見交換のため、福島県災害対策本部員会議に出席



会津若松合同庁舎内に設置された
福島県現地連絡所での活動

京都府



避難所で活動する保健師の様子

「東日本大震災」被災地の復興支援に係る 京都府と国立大学法人京都大学との 包括連携協定締結



福島県を中心とした東日本大震災の被災地の復興を支援するにあたり、京都府と京都大学は、より実効のある支援に取り組むことを目的に包括協定を締結

広域連合構成府県間の連携・調整

広域防災局では、広域連合構成府県間の連携・調整を実施してきた。主なものとしては、次の記者発表、情報共有、物資等の調整があげられる。

1 記者発表

広域連合の記者発表については、当初は混乱したところもあった。しかしながら、構成府県の広報部局及び防災部局が連携して統一ルールを決定し、適宜、記者発表資料を行ってきた。発表内容は、大きく分けて次の2種類あった。

(1) 構成府県が行った支援状況の集約・発表（3月14日～）

3月14日～3月27日（毎日発表）

主に、構成府県から派遣された実動機関（広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、DMAT、日本赤十字社等）の派遣や緊急支援物資の送付状況等について取りまとめ、ほぼ毎日記者発表を行った。3月17日以降は、原則、前日の記者発表資料の更新を行うこととし、毎日記者発表を行った。

3月28日～10月31日（毎週月曜日の発表）

人的派遣、物資支援、避難者の受け入れについて記者発表することとし、構成府県に対して3月24日付で次のとおり行うことを連絡のうえ、実施した。

前週の日曜日（避難者の受け入れについては先週の木曜日）までの状況を翌週の月曜日に集約し、同日の夕方に広域連合として記者発表を行う。

11月18日～（毎月第1、3金曜日の発表）

これまでにより毎週月曜日に実施していた記者発表について、構成府県に対し事前に次のとおり行うことを連絡し、現在に至っている。

木曜日までの状況を翌日の金曜日に集約し、同日の夕方に広域連合として記者発表を行う。また、発表は毎月第1、3金曜日の2回とする。

(2) 構成府県が行った記者発表資料の集約・発表(3月24日～4月13日)

発災当初、構成府県が行った支援状況については、それぞれ独自のルールにより記者発表を行っていたため、他の構成府県がどのような記者発表を行っているのか把握できない状態となっていた。

そのような状況を改善するため、構成府県の広報部局と防災部局が連携し、構成府県が前日に記者発表したすべての資料を広域防災局が取りまとめ、翌日、記者発表を行うこととし、3月24日～4月13日まで毎日実施した。

2 現地連絡所からの情報共有

各府県が設置した現地連絡所からの情報等については、次のとおり広域防災局が毎日取りまとめ、構成府県間での情報共有を図ってきた。

構成府県は所定の様式により広域防災局に報告する。

広域防災局は構成府県からの報告を取りまとめる。

広域防災局は取りまとめた情報を構成府県にフィードバックする。

3 広域防災局による物資等の調整（主なもの）

被災地の支援にあたっては、被災地の状況やニーズ等を踏まえ、カウンターパートの府県が責任を持ち、迅速かつ的確に対応してきた。

しかしながら、カウンターパート府県だけでは対応できない事案が発生した場合は、広域防災局が構成府県と迅速に調整を行い、事案の解決を図ってきた。主な具体例としては、次のような事例がある。

事 例	内 容
簡易トイレの融通	福島県から簡易トイレの提供要請があったが、カウンターパートである滋賀県、京都府に在庫がなかったため、広域防災局が構成府県と調整し、兵庫県から簡易トイレ100基を提供した。
靴の融通	福島県から靴の提供要請があったが、カウンターパートである滋賀県と京都府に在庫がなかったため、広域防災局が企業と調整し、靴（約650足・無償提供）を手配した。
食料の転送	・大阪府から岩手県に食料を輸送していたが、岩手県の物資集積所が満杯となったことから、広域防災局が構成府県と調整し、宮城県へ転送した。 ・京都府から福島県に食料等を輸送していたが、福島県の物資集積所が満杯となっていたことから、京都府が広域防災局を通じて調整し、宮城県へ転送した。
燃料の送付	姫路市にある横田石油(株)から、燃料の寄付の申し出があり、広域防災局が構成府県と調整し、横田石油(株)が各被災県に送付した。
紙おむつの送付	神戸市にあるP & Gから、紙おむつの寄付の申し出があり、広域防災局が構成府県と調整し、P & Gが各被災県に送付した。
医療用医薬品の送付	福島県から医療用医薬品の提供要請があり、緊急を要すると判断し、徳島県内の民間製薬会社から提供のあった医療用医薬品を広域防災局と連携し、福島県へ送付した。
火葬用燃料の調整	岩手県からの要請に基づき、広域防災局と連携を図り、大阪府が政府の確保していた重油・軽油を岩手県に送るよう調整した。

広域連合の支援状況

発災以降、広域連合として、物資の送付、職員の派遣、避難者の受け入れ等について積極的な支援を実施してきた。

1 物資の送付

物資の送付については、被災地からの要請や現地連絡所等からの情報等に基づき、必要な物資の送付を行ってきた。主なものは、次のとおりである。

(平成24年3月1日現在)

送付物資(主なもの)			
アルファ化米	259,311 食	乾パン	187,311 食
即席麺	127,947 食	飲料水	458,579 本
その他飲料	64,880 本	簡易トイレ(屋外設置)	490 台
簡易トイレ(簡易式)	20,732 台	小児用おむつ	498,095 枚
大人用おむつ	254,807 枚	生理用品	625,572 枚
マスク	3,249,920 枚	医療品	3,794 箱
医療資機材	11 箱	乳児用調整粉乳	3,176 缶
離乳食	34,860 食	ほ乳瓶	2,204 個
毛布	63,581 枚	カイロ	285,553 個
ブルーシート	4,890 枚	飲料水用ポリタンク	51,850 個
飲料水用ポリ袋	20,525 袋	土嚢袋	76,820 袋
文房具等	70,927 点		

2 職員の派遣

被災地の要望や現地連絡所からの情報等に基づき、被災地の実情に合致するよう職員の派遣を行ってきた。現在、被災地は、復旧・復興期の局面に入っており、職員の派遣も応急対応期の「量的派遣」から、専門的知識を有する職員の派遣の「質的派遣」に移行している。

(平成24年3月1日現在)

支援内容	延べ派遣人数(～3/1)	派遣人数(3/1)
支援連絡要員	4,967 人・日	7 人
避難所対策(健康対策等)	7,358 人・日	1 人
避難所対策(避難所運営)	8,376 人・日	0 人
救護所等の医療支援	6,896 人・日	0 人
被災住宅対策	2,753 人・日	5 人

給水対策 (給水車による給水支援)	給水車 102 台・日 職員 411 人・日	給水車 0 台 職員 0 人
教育対策(こころのケア等)	2,465 人・日	6 人
その他(し尿処理、土木施設等の復旧、環境に列ソグ等)	車両 7 台・日 人員 29,396 人・日	車両 0 台 人員 67 人
合 計	車両 109 台・日 人員 62,622 人・日	車両 0 台 人員 86 人

注 1) 警察、消防、DMAT、市町村職員を除く。

注 2) 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣を含む。

職員の中長期派遣

被災県の要望や全国知事会の調整等を踏まえ、構成府県等から地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣を実施している。

また、和歌山県からは、土木系 7 名を含む 9 名の職員を派遣していたが、台風第 12 号災害により甚大な被害が発生したことから、自県の復旧・復興のため職員を引き上げたことにより、中長期派遣数が少なくなっている。

(平成 24 年 2 月 1 日現在)

職 種	派遣 人数	内 訳						
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県
土木職	37 人	2	4	17	8		1	5
農業土木職	10 人		1	1	3		1	4
建築職	6 人	1	1	2	1		1	
電気職	4 人			2		1	1	
教育職	3 人				3			
機械職	2 人			1	1			
ケ-ソ-カ-	2 人			2				
化学職	2 人	1	1					
事務職	2 人		1	1				
薬剤師	1 人					1		
保健師	1 人							1
農業職	1 人	1						
心理判定員	1 人		1					
合 計	72 人	5	9	26	16	2	4	10

3 避難者の受け入れ

3月16日、岩手県、宮城県及び福島県に対し、広域連合の受入体制（公営住宅、社会福祉施設、病院、学校の受入可能数）について情報提供を行った。

また、避難所での厳しい生活環境を踏まえ、3月18日に広域連合構成府県が避難所ぐるみの移転に取り組むことを表明した。この集団での移転は、関西が遠隔地であること、故郷への愛着が深いこと、行方不明者が多くおられたことなどの理由により、結局実現することができなかった。

しかし、個人や家族での避難については、公営住宅、民間借上住宅、親戚・知人宅を中心に受け入れが行われている。

また、避難者の受け入れにあたっては、阪神・淡路大震災の際、避難者の情報が全く把握できなかった反省を踏まえ、広域連合では、構成府県の統一的な取り組みとして、神戸市が開発したシステムを活用して避難者の情報を把握していた。このような広域連合の取り組みを参考に、総務省が全国避難者支援情報システムを構築した。

（平成24年3月1日現在）

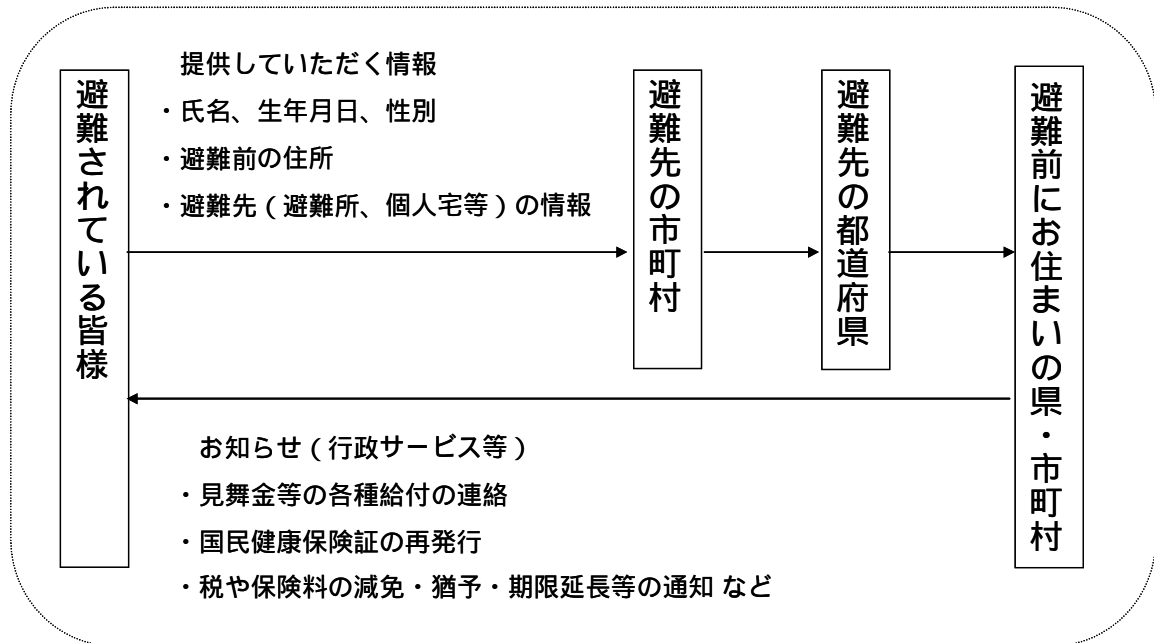
府県名	避難者数（全国避難者情報システム（ ）登録者数等）					転入学数 (小・中・高校)	
	公営・公社住宅等	府県職員住宅等	その他	合計	合計		
滋賀県	391人	36世帯	97人			294人	73人
京都府	1,059人	167世帯	434人	128世帯	376人	249人	208人
大阪府	1,730人	523世帯	1,291人			439人	331人
兵庫県	1,068人	147世帯	372人			696人	186人
和歌山県	131人	17世帯	41人			90人	39人
徳島県	136人	22世帯	54人	4世帯	8人	74人	20人
鳥取県	190人	28世帯	73人	7世帯	11人	106人	33人
合計	4,705人	940世帯	2,362人	139世帯	395人	1,948人	890人

全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難され、住所地(避難される前のお住まい)の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となった。そこで、避難された方から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供いただき、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、

当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」が構築された（平成 23 年 4 月 12 日付 総務省より各都道府県あてに協力依頼通知の発出）。

< 全国避難者情報システム >



また、被災農業者に対する支援として、被災地での営農再開までの間、関西の農業法人等での研修により農業を継続していただいたり、また、被災企業支援として用地やオフィス情報を提供するなど、事業継続のための支援を行っている。

4 構成府県による受入支援（特徴的なもの）

広域連合構成府県は、府県営住宅や管内の市町村営住宅等での避難者の受け入れや、小中学校をはじめ高等学校での児童生徒の積極的な受入を行っている。その他、構成府県が独自に受入支援を行っており、特徴的なものとしては、次のような支援がある。

【滋賀県】

滋賀・絆・アート支援プロジェクトへの招待

県内に避難されている方に滋賀の文化・芸術に触れていただくため、県内文化施設、企業やNPO団体等と協働で公演や展覧会を無料で鑑賞していただく機会を提供



県立安土城考古博物館
の様子

びわ湖大花火大会等への招待

県内に避難されている方を、長浜・北びわ湖大花火大会（8月4日）および、びわ湖大花火大会（8月8日）へ招待



びわ湖大花火大会の様子
（大津琵琶湖岸）

【京都府】

シャトルバスによる被災者の受入支援

福島県と京都府を結ぶ「京都シャトルバス」の運行による被災者の積極的な受入



京都シャトルバスにより受け入れている様子

夏休み期間の児童・生徒の受入

ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト（小中学生）

・・・夏休みに小中学生を京都に招待



福島っ子を京都に招待

【大阪府】

大阪府被災者支援基金による修学旅行支援

岩手県、宮城県、福島県の中学校・高校(21校)を支援

(生徒一人当たり、上限10万円)



歓迎式（府庁玄関前）



陸前高田市立第一中学校の皆さん

生活資金の供与

大阪府被災者支援基金を原資に、当面の生活資金等として、見舞金の支給及び貸付金制度を創設

見舞金（10万円/世帯）

貸付金制度（～80万円）

【兵庫県】

一時遠隔避難所の設置

被災者の生活の安定を図るため、空き校舎を活用し一時遠隔避難所を整備

場所：県立淡路高等学校旧一宮校

居室：教室等に畳を設置。県産木造製パネルで32室に区画

収容：最大150人



畳を設置した居室



遠隔避難所を活用したテニス合宿

ひょうご就業支援センターによる被災農業者への研修等の支援

被災農業者に対し、農業等が復旧するまでの間、農業技術や人的つながりなどを蓄積しつつ安心して生活できる環境を提供

窓口：ひょうご就業支援センター

支援内容：相談、経済的支援 等



研修活動の様子

【和歌山県】

被災者の生活必需品・生活支援金の給付

和歌山県内の公営住宅等への入居時に、寝具・衣類等の生活必需品を給付
和歌山県への避難が1ヶ月以上になる世帯に生活支援金（10万円）を給付



受入避難者に支給した
台所用品や衣類等の生
活必需品



県営住宅に入居された方々を仁坂知事が訪問

【鳥取県】

がんばろう日本！鳥取県発リバイバルプランによる受入支援

住まいの支援

- ・ 公営住宅等の提供
- ・ 一時的な宿泊地（県内旅館、ホテル）

相談窓口の設置

生活支援金制度の創設

当面の生活費を支援

- ・ 1世帯 30万円（単身者 15万）等

教育の支援

保護者を亡くした避難児童生徒への
入学支度金の給付

- ・ 小中学校 10万円/人
- ・ 高等学校 20万円/人

雇用の支援

県・市町村の非常勤職員として雇用 等

工場の生産活動の継続、生産基地の移転支援

がんばろう日本！鳥取発リバイバルプラン

このたびの東日本大震災で被災された皆様へ、心からお見舞い申し上げます。
被災地はもとより、鳥取県内においても震災の影響が日に日に拡がりつつあります。
こうした現状を打破し、鳥取の地から日本の復興に貢献するため、「がんばろう日本！鳥取発リバイバルプラン」をここに策定いたしました。
鳥取県では、プランに基づき、被災された皆様の受け入れなどの支援を行うほか、
震災の影響を受けた県内事業者等の皆様への支援についても、強力に推進してまいります。

がんばろう日本！鳥取発リバイバルプラン

フレンドシッププログラム ～鳥取県への避難をお考えの皆さまへ～

県外の皆さまへの支援	住 住まいの支援	● 県営住宅等を提供します ● 県内ホテル・旅館における受入を行います	教 教育の支援	● 保護者を亡くした避難児童生徒に入学支度金を支給します ● 児童生徒の転入時の相談窓口を設けています ● 被災児童生徒に算入的な教育支援を行います
	活 避難後の生活の支援	● 避難後の生活費を支援します ● 市町村と連携した生活支援を行います	社 社会福祉施設・医療施設の利用の支援	● 介護や医療などが必要な方の受入を行います
県内の皆さまへの支援	雇 雇用の支援	● 県・市町村の非常勤職員として雇用します ● 被災地の農林漁業者の就業を支援します ● 県内の民間企業が雇用と住宅の支援を行います ● 県とハローワークが連携した就業支援を行います	産 事業継続・生産基地移転の支援	● 工場生産活動の継続、生産基地の移転を支援します
	中 中小企業	● 資金繰りを支援 ● ニューエネルギー供給と高効率設備導入により資金繰りも応援します ● 経営改善を支援 ● 特別相談窓口を設置します ● 緊急支援チームが経営改善をお手伝いします ● 雇用調整のピンチ人材育成のチャンスへ ● 取引マッチングを支援 ● 仕事量・売上を回復する強力バックアップ ● 安心・安全の確保を支援 ● 海外向け食品等の産地証明を県庁で実施します ● 海外向け食品等の産地証明を県庁で実施します	観光 誘客促進の支援	● 国内観光（消費促進）を支援 ● 県内への緊急誘客対策を促進します ● 国際観光（国際交通インフラ利用）を支援 ● 電子決済・空港空旅の利便性向上を支援 ● 電子決済・空港空旅の利便性向上を支援
	農 農林水産物の支援		水 水産物の支援	● 水産物の流通を支援 ● 産地から被災地への水産物チャーター便を運行します

【徳島県】

避難受入れプログラム

生活資金の供与

県民の皆様や企業・団体の方々からの寄附を原資に、当面の生活資金等として、1世帯30万円(単身世帯は半額)を供与《使途制限なし》

生活用品の提供

県民から支援物として届けられた生活用品(布団・毛布、自転車、電器製品等)を提供

徳島ならではの「災害疎開制度」の展開

「徳島ならではの」の「避難受入れプログラム」

被災者の方々の QOL(生活の質)向上 を第一に！ **3点セット**

住居	生活資金	生活用品
公的住宅・民間賃貸住宅 無償提供(最長2年) ・「り災証明書」などの発行 ・避難指示等の区域に居住	1世帯30万円を供与 (単身世帯は半額) 県内企業から寄せられた 義援金を有効活用！	県民提供の 布団、 電器製品等 を用意 テレビや電器製品など 他県以上に優遇支援！

+ **集団避難** ・宮城県から、おおむね5世帯以上で避難する場合
 ・交通手段、公的住宅に入居するまでの**県内宿泊費(1~2泊)**を保証

家族毎にきめ細やかにケア	H24.3.1 現在
担当職員の配置 (行政職員・ボランティア) 教育・医療・介護、 雇用相談に個別対応	県内の受入実績 69世帯・169人(9県) 公立学校受入数 38人(7県) うちプログラム受入分 34世帯・79人(4県)

東日本大震災被災企業サポートプログラム

被害を受けた企業を「幅広い分野」でサポートするため、各種支援をパッケージとして取りまとめるとともに、「被災企業サポートセンター」を設置

- ・ 被災地からの「工場・事業所移転支援」
- ・ 被災企業に対する「技術支援」
- ・ 被災企業等に対する「販路開拓支援」
- ・ 被災地からの「ふるさと回帰支援」
- ・ 被災企業からの相談窓口の設置

【参考資料】

緊急声明（第一次）

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる 関西広域連合からの緊急声明

平成 23 年 3 月 13 日

わが国観測史上最大となる M9.0 の大地震が 3 月 11 日に発生し、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした。

被害の全容は、まだ判明していないが、激甚な被害が発生し、多くの生命が失われた。犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するとともに、今なお多くの行方不明の方々の一日も早い所在確認を祈る。また、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、いまだに孤立状態にある皆様に、速やかに救援の手がさしのべられることを願う。

一日も早く、被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願う。

この大災害に際して、16 年前、阪神・淡路大震災の被災地である関西だからこそ、本日、急遽、広域連合の構成府県が集まり、その経験と教訓を活かし、関西広域連合として、関西が一つにまとまり、持てる力を結集して、被災地に対し、出来る限りの応援をすることを決定した。

そのため、今後、関西広域連合及びその構成府県は、東北地方太平洋沖地震の被災地・被災者に対して、持てる力を結集し、支援メニューを早急に提示し、現地のニーズに応えつつ、以下のとおり、積極的に取り組んでいく。

1 被災地対策

関西広域連合は被災地、被災者対策に全力をあげる。

とりわけ、早急に避難生活を支えるための支援に取り組む。

2 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

3 応援要員の派遣

避難者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

4 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害弱者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による学童の受け入れ等、これらの受け入れ窓口の開設も検討する。

これらの支援を迅速かつ的確に行うため、関西広域連合は構成府県と協働して、特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援する。併せて、福井県、三重県、奈良県、政令市などにも協力を求めていく。

なお、各被災県に関西広域連合の現地連絡所を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を広域連合に集約することにより、以後の支援内容について協議のうえ構成府県で効果的な支援を行う。

今後も、状況の推移を見極めながら、構成府県や関係機関と連携しながら、順次適切に支援を行っていく。

なお、原子力災害対策については、関西広域連合としても積極的に協力を行っていくので、重大な事態に陥らないよう、安全対策に万全を期すことを、強く国に要請する。

関西地方の方々におかれては、今後とも、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をお願いする。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

緊急声明（第二次）

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる
関西広域連合からの緊急声明（第二次）

平成 23 年 3 月 29 日

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に、死者、行方不明者が合わせて 3 万人に迫る戦後最大の災害となった。

この大災害に対して、16 年前、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた関西だからこそ、一日も早い復旧・復興を心から願い、発災 2 日後の 3 月 13 日に構成府県の知事が一堂に

会し、特に被害が甚大な宮城県、岩手県、福島県を支援対象としたカウンターパート方式による支援の枠組みを構築した。

この枠組みに基づき、関西広域連合の構成府県は一つにまとまり、関西の持てる力を結集し、スピード感を持ち、次のとおり被災地の支援に全力で取り組んできた。

(現地連絡所の設置)

被災地の状況やニーズを直接入手し、それに基づき的確な支援を迅速かつ円滑に実施するため、兵庫県、徳島県、鳥取県が宮城県に、大阪府、和歌山県が岩手県に、京都府、滋賀県が福島県に 3 月 14 日以降、順次現地連絡所を設置した。

(被災地支援のための人員派遣)

各府県からの、警察、消防、DMAT、日本赤十字社の要員派遣に加え、被災県からの要請等に基づき、カウンターパート府県が中心となり、現地連絡所、避難所支援(健康、運営)、医療支援、被災住宅対策、教育対策等に、関西広域連合構成府県全体で延べ 3,500 人以上の要員を派遣した。

(緊急支援物資の提供)

現地連絡所が把握した被災地のニーズに基づき、各カウンターパート府県が迅速に、必要な物資を提供している。

発災後から 3 月 27 日までに、関西広域連合構成府県全体で、毛布 6 万 4 千枚、簡易トイレ 680 基、マスク 210 万枚、アルファ化米 17 万 9 千食を始め、ベビー用品、医薬品など、様々な支援物資を提供してきた。

(被災者の一時受け入れ)

厳しさが日ごとに増している避難所の生活環境に鑑み、関西広域連合として、避難所・コミュニティ単位で被災者を一時的に受け入れることを 3 月 18 日に表明した。構成府県では、被災県の実情や要望にも配慮し、順次受入体制を整備しており、すでに公営住宅等で 1,000 人以上の被災者を受け入れている。

しかしながら、発災後 2 週間以上が経過した今なお、被災地では、行方不明者の捜索が続き、被害情報の集約、避難所運営、救援物資の配送、保健・医療、がれき処理などの問題、さらには、原子力発電所の事故により多くの住民が避難を余儀なくされるという、わが国が初めて直面する重大かつ困難な問題も発生している。

このような状況の中、関西広域連合は、阪神・淡路大震災の経験を最大限に生かし、被災者支援から復旧・復興に向かう各フェーズに応じて、今後も下記の支援を積極的かつ継続的に実施するとともに、支援の輪が全国的な展開となることを期待しつつ、本日意見の一致を見た。

記

1 被災県・市町村への応援要員の派遣

被災者支援、今後の復旧・復興に向けて、避難所の運営、保健・医療対策などの体制づくりを支援するため、被災県はもとより被災市町村にも構成府県、府県内市町村職員を派遣していく。

2 阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした助言・指導

阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げ、その復興過程についての検証や、国内外の様々な災害に際し、その経験と教訓を発信し伝え続けてきた実績を生かして、震災復興の経験を有する職員を被災地に派遣し、復旧・復興のフェーズに即した助言等を行う。

3 被災者受入体制の充実

地震、津波災害や原子力災害による被災者の受入については、構成府県が連携し、公営住宅や保養所等の活用やホームステイによる受入など、被災者の多様なニーズに合致するよう受入体制を充実する。

また、被災者が元の生活に戻るまで、雇用、教育、被災者のQOL（生活の質）に配慮したきめ細やかな支援を行い、関西の地で安全・安心に暮らせる生活環境を関西全体で提供する。

これらの支援をより一層拡充させ、被災者が将来に対し明るい希望を持ち、前向きな第一歩を踏み出せるよう、関西広域連合として、国に対し別添のとおり緊急提言を行う。

私たちは、多くの方々の支援を受け、阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げることができた。今回は、私たちが支援をする時。関西の府県民におかれては、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をあらためてお願いする。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

避難生活等の受け入れ支援について

平成 23 年 3 月 16 日（水）岩手県知事、宮城県知事及び福島県知事に、関西広域連合各構成府県の受入体制（公営住宅、社会福祉施設（高齢者施設、障害者（児）施設、児童施設）、病院、学校の受入可能数）を次のとおり文書にて情報提供した。

避難生活等の受入の支援について

この度の東北地方太平洋沖地震で犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、今なお行方不明とされている方々の所在が一日も早く確認されますことをお祈りします。さらに、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災者の救援、応急対策に懸命の努力を続けておられる関係の皆様に深く敬意を表します。

さて、関西広域連合では、甚大な被害が発生した貴県をはじめとする被災県に対し、下記の避難生活等の受入の支援について提案をいたします。

貴県の日も早い復旧・復興を祈念いたします。

平成 23 年 3 月 16 日

岩手県知事 達増 拓也 様
宮城県知事 村井 嘉浩 様
福島県知事 佐藤 雄平 様

関西広域連合

広域連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副広域連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

一次遠隔避難所の設置について

記者発表(資料配布)				
月日 (曜日)	担当課名	TEL	発表者名 (担当係長名)	その他の配布先
3月18日 (金) 19:00	関西広域連合 広域防災局 (兵庫県)	078-362-9982 内線：5383	災害対策課長 坂本誠人 (指導係長 青木健司)	関西広域連合構成 府県政記者クラブ

東北地方太平洋沖地震にかかる一時遠隔避難所の設置について

1 趣旨

東北地方太平洋沖地震の避難所での大変厳しい生活環境を踏まえ、宮城県等から避難者の受入について強い要請があります。

このため、関西広域連合として、避難所ぐるみの移転に取り組むこととし、その実現に向け、国に対して強く働きかけていきます。

2 概要

- (1) 移転受皿として、一時遠隔避難所を設置します。避難所としては、空き校舎、空き公営住宅等を検討します。
- (2) 輸送手段として、自衛隊による空路、海路での協力のほか、民間輸送機関にも協力を要請します。この場合、避難所から空港、港までの送り先までの間、空港、港から関西の空港、港までの間を協力いただく。受入府県がそこまで出迎え、一時遠隔避難所に受け入れます。
- (3) 受入人数は、数万人規模を予定したいが、現在調整中。兵庫県としては1万人規模などが検討されています。
- (4) 避難所でのケアは、府県、市町村及び市民団体やボランティア等の協力を得て行います。
- (5) 被災地における移転避難所の選定、被災者の円滑な移転を行うため、宮城県等において「移転支援チーム(仮称)」が設置される予定です

関西広域連合からの提言

- ・ 東日本大震災に関する緊急提案 (H23.4.4)
- ・ 農産物等の安全確保等について (H23.4.4)
- ・ 原子力発電所等に関する緊急申し入れ (H23.4.8)
- ・ 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望 (H23.4.19)
- ・ 東日本大震災に関する緊急提案(第2次) (H23.4.28)
- ・ 首都圏バックアップ構造の構築に関する提言 (H23.5.17)

